五十八　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十七条第一項の規定に基づき市町村が作成する創業支援等事業計画（以下「創業支援等事業計画」という。）に位置付けられている事業について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の交付金を受けて実施する地域密着型事業の実施に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

二　地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額

五十九　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。

語学指導等を行う外国青年を雇用する私立学校に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十　保育士修学資金貸付等事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十一　福祉事務所を設置しない道府県において生活保護に要する経費があること。

当該道府県の区域内のすべての町村が社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第三項又は第四項の規定により福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置して生活保護に関する事務を行う道府県について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$147{,}510円\times[\{A+(B-C\times0.977)\times0.989\}\times\alpha]$$

C×0.977、（B－C×0.977）×0.989及び｛A＋（B－C×0.977）×0.989｝×αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号２に定める被生活保護者等の数のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第71条第２号の規定により都道府県が費用を支弁する者並びに同法第73条第１号及び及び第２号の規定により都道府県が費用を負担する者（以下「居住地不明者等」という。）の数の合計数

五十八　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十七条第一項の規定に基づき市町村が作成する創業支援等事業計画に位置付けられている事業について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において地域密着型企業の創業に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

二　地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額

語学指導等を行う外国青年招致事業により招致した外国青年を雇用する私立学校に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十　保育士修学資金貸付等事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十一　福祉事務所を設置しない道府県において生活保護に要する経費があること。

当該道府県の区域内のすべての町村が社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第三項又は第四項の規定により福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置して生活保護に関する事務を行う道府県について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$145{,}830円\times[\{A+(B-C\times0.964)\times0.983\}\times\alpha]$$

C×0.964、（B－C×0.964）×0.983及び｛A＋（B－C×0.964）×0.983｝×αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号２に定める被生活保護者等の数のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第71条第２号の規定により都道府県が費用を支弁する者並びに同法第73条第１号及び及び第２号の規定により都道府県が費用を負担する者（以下「居住地不明者等」という。）の数の合計数